

特定事業の進捗状況について

1 特定事業の進捗状況調査について

バリアフリー法 25 条の2では、「市町村は、基本構想を作成した場合においては、おおむね5年ごとに、当該基本構想において定められた重点整備地区における特定事業その他の事業の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努める」とされています。

横浜市では特定事業の進捗状況を把握するため、毎年調査を行っており、令和5年度末（令和6年3月時点）の進捗状況について調査をしました。

2 進捗状況調査の結果（令和6年3月末時点） ※表-1参照

(1) 全体の結果

横浜市は、特定事業の整備目標年度を、基本構想策定からおおむね5年後としています。

整備目標年度を経過した計 14 地区の特定事業の進捗率は約 80%、整備目標年度に達していない地区も含めた全 21 地区の進捗率は約 59%です。

(2) 前回との比較

前回調査と比べ、上大岡駅・港南中央地区では6件完了し 12%増加、磯子区では 14 件完了し 12%増加、羽沢横浜国大前地区では 7 件完了し 8%増加、踊場地区では7件完了し 9%増加、中区では 6 件完了し 6%増加、緑区では 14 件完了し 8%増加、港北区では 14 件完了し 20%増加しました。

なお、令和4年度及び令和5年度に4地区基本構想を作成したことにより、全地区の進捗率は低下しています。

(3) 未完了事業について

未完了事業で進捗が進まない主な理由としては、前回の調査結果と同様に予算の確保に関するものが多く見受けられました。

エレベーターの改修や、通路の有効幅員の確保など、大規模なものや外部の影響を受ける事業は、他事業と比較して早期の対応が難しい状況が続いていますが、視覚障害者誘導用ブロックの改修など、既存設置物の改善、改修は早期に取り組まれており、工事費が比較的安価な事業や、事業者が単独で実施できる事業は、完了となっている傾向にありました。

表-1 各地区の特定事業の進捗状況

